

# 一般競争入札参加資格のガイドライン

平成 16 年 4 月 13 日 管理者決裁  
平成 28 年 1 月 18 日 全部改正  
平成 29 年 8 月 21 日 一部改正  
平成 30 年 10 月 2 日 一部改正  
令和元年 8 月 23 日 一部改正

本ガイドラインは、札幌市水道局契約規程（平成 4 年 6 月（水）規程第 9 号）第 2 条及び札幌市水道局工事等一般競争入札施行要綱（平成 17 年 4 月 6 日管理者決裁。以下「一般競争要綱」という。）に基づき、一般競争入札に参加する者（以下「参加者」という。）の資格（以下「入札参加資格」という。）を定める際の基準等を示したものである。

一般競争要綱第 3 条に定める対象工事等ごとの入札参加資格の決定等に当たっては、本ガイドライン及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成 26 年 10 月 22 日総務省ほか告示第 1 号）の趣旨にかんがみ、個々の工事等に係る技術的特性等に応じて適切に行うものとする。

なお、本ガイドラインにおける用語の定義は、札幌市水道局工事施行規程（平成 4 年 6 月（水）規程第 10 号）第 2 条各号を準用する。

## 第 1 個々の工事等に応じた入札参加資格の項目の設定

### 1 入札参加資格の項目

一般競争要綱第 6 条及び第 7 条の規定に基づき、対象工事等ごとに工種又は業種（以下「工種等」という。）及び工事等の施工実績又は履行実績（以下「施工等実績」という。）を入札参加資格として定めるものとし、更に、個々の工事等における技術的特性等に応じて、次の事項を入札参加資格に設定することができる。

なお、一般競争要綱第 3 条第 1 項第 1 号に規定する特例政令に基づく一般競争入札の対象工事等については、参加者が当該入札に係る契約を履行する能力を有していることを確保するうえで不可欠な競争参加条件に限定しなければならないことから、ア、イ及びウは設定することができないことに留意するとともに、施工等実績並びにエ及びオを設定する場合においては、必要最小限に留めるものとする。

- ア 札幌市水道局競争入札参加資格審査等取扱要領（平成 14 年 9 月 26 日管理者決裁）第 7 条に定める工種等における等級区分
- イ 事業所の所在地
- ウ 札幌市水道局請負工事成績評定及び通知公表要領（平成 22 年 3 月 31 日管理者決裁）第 4 条及び札幌市水道局設計等委託業務成績評定要領（平成 22 年 3 月 31 日管理者決裁）第 4 条により評定された総合評定点
- エ 配置すべき技術者の資格、履行経験等
- オ 保有すべき技術、認証等
- カ その他特に必要とする事項

## 2 告示の表記

一般競争要綱第8条第1項の規定により対象工事等ごとに定めた入札参加資格は、一般競争要綱別記1標準告示例により作成する告示に明記するものとする。

## 第2 個々の工事等に入札参加資格を設定する基準等

### 1 工事等の施工等実績

次の事項を基準として対象工事等に応じた施工等実績の要件を設定し、入札参加資格とすることを基本とする。

- ア 当該発注工事等と同種で、かつ、同規模程度のものであること。
- イ 原則として元請による工事等であること。ただし、技術的特性等を勘案し、特に元請であることを要しないと認められることができる場合は、下請による工事等を追加することができる。
- ウ 過去15年度以内にしゅん功又は完了し、引渡しが進んでいる工事等であること。
- エ 工事カルテ、契約書の写し等の書面により施工等実績を確認できるものであること。

### 2 等級区分

対象工事等の工種等において等級区分が設けられている場合は、企業規模に応じた適正な競争環境の確保を図る観点から、別表1工事等級別発注標準金額一覧表又は別表2業務等級別発注標準金額一覧表に基づき、個々の工事等の設計金額に応じて一の等級区分を入札参加資格とすることを基本とする。ただし、第2-3-イに定めのあるものを除き、個々の工事等における技術的特性等を勘案して、必要があると認められるときは、これによらないことができるものとする。

### 3 事業所の所在地

本店に相当する事業所の所在地を本市市域内に設定する地域要件の活用にあたっては、対象工事等の技術的特性等に応じて、過度に競争性を低下させないように留意しつつ、次の基準により、札幌市競争入札参加資格者名簿における本店所在地が市内である者(以下「市内事業者」という。)であることを入札参加資格とすることができる。

- ア 応札可能な市内事業者が10者以上あること。
- イ 本市全域を対象として地域要件を設定する場合において、アの基準に満たないときは、直近の等級区分を入札参加資格に加えることができる。
- ウ 市内事業者の技術的育成等、特に必要があると認められるときは、アの基準によらないことができる。

### 4 総合評定点

品質等を確保する観点から総合評定点を活用する場合は、工種等ごとに算出した総合評定点の平均点(以下「工種等別平均点」という。)が一定の基準点以上であることを入札参加資格とすることができる。

#### (1) 総合評定点を活用することができる工種等

- ア 対象工種 土木、下水道、舗装、造園、建築、電気及び管
- イ 対象業種 測量業、建築設計・監理業、土木設計・監理業、橋梁設計・監理業及び設備設計・監理業

(2) 算出基礎となる総合評定点

ア 土木及び管工種

札幌市水道局が発注した当初設計金額が 500 万円以上の工事のうち、告示で指定する年度にしゅん功した工事の総合評定点

イ 下水道、舗装、造園、建築及び電気工種

札幌市（市長部局、交通局、水道局及び病院局）が発注した当初設計金額が 500 万円以上の工事のうち、告示で指定する年度にしゅん功した工事の総合評定点

ウ 測量業、建築設計・監理業、土木設計・監理業、橋梁設計・監理業及び設備設計・監理業

札幌市（市長部局、交通局、水道局及び病院局）が発注した当初設計金額が 100 万円超の業務のうち、告示で指定する年度に完了した業務の総合評定点

(3) 工種等別平均点の算出方法

ア 工種等別に、算出基礎となる総合評定点の各年度の平均点（小数点第 3 位以下切捨て）を算出したうえで、この各年度の平均点の平均値を算出して得られた点数（小数点第 3 位以下切捨て）を工種等別平均点とする。この場合、当該工種等において評定されていない年度があるときは、これを除数から除くものとする。

イ 算出基礎のうち一の工種等において、評定された工事等が 1 件のみである場合は、当該工事等の総合評定点を工種等別平均点とみなすものとし、また、評定された全ての工事等が同一年度に属する場合は、当該年度の総合評定点の平均点を工種等別平均点として取扱うものとする。

(4) 基準点

ア 工種等、等級区分ごとに設定する基準点

原則として、工種等、等級区分ごとに基本とする基準点を設定するものとする。

なお、当該工種等別平均点を有する市内事業者が少数である等級区分であって、総合評定点を活用した入札参加資格を設けることを要しないときは、工種等、等級区分ごとの基準点を設定しないことができる。

イ 対象工事等ごとに定める基準点

工事等の技術的特性等を勘案して、必要があると認められるときは、前記アにより設定する基本とする基準点を参考として対象工事等ごとに基準点を設定することができる。

### 第 3 共同企業体に係る入札参加資格の取扱基準等

#### 1 共同企業体の施工等実績の取扱基準

(1) 札幌市が共同企業体に発注した工事等の施工等実績

ア 異工種等における特定共同企業体

異工種等の工事等を一体のものとして施工等するため、異工種等の構成員から成る共同企業体（土木及び塗装工種の構成員から成る共同企業体等）による施工等実績は、各構成員が当該工事等のそれぞれ該当する工種等に係る施工等内容について実績を有するものとして取扱うものとする。

イ 乙型経常共同企業体

乙型経常共同企業体による施工実績は、当該工事における各構成員の分担工事について施

工実績を有するものとして取扱うものとする。

ウ その他の共同企業体

(1)及び(2)以外の共同企業体による施工等実績は、告示に特別の定めがある場合を除き、各構成員が当該実績工事等全体について施工等実績を有するものとして取扱うものとする。

(2) 札幌市以外の発注機関が共同企業体に発注した工事等

ア 甲型共同企業体

各構成員が当該工事等全体について施工等実績を有するものとして取扱うものとする。

イ 乙型共同企業体

当該工事等における各構成員の分担工事等について施工等実績を有するものとして取扱うものとする。

## 2 単体及び特定共同企業体による混合入札

札幌市水道局工事等共同企業体取扱要綱（平成 14 年 9 月 30 日管理者決裁）第 4 条に規定する共同請負又は共同履行によることが適当と認められる工事等においても、単独で確実かつ円滑な施工又は履行が見込まれる者があるときにあっては、単体と特定共同企業体との混合による入札ができるものとする。

## 第 4 入札参加資格の決定等に関する手続き

### 1 個々の工事等の入札参加資格の決定等に係る技術審査会の活用

札幌市水道局工事等一般競争入札参加資格審査委員会設置要綱（平成 21 年 5 月 26 日管理者決裁）により設置する札幌市水道局工事等一般競争入札参加資格審査委員会（以下「審査委員会」という。）が、一般競争要綱第 14 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定により、本ガイドラインに基づき対象工事等ごとに入札参加資格の決定及び確認をする場合は、同条第 2 項に規定する以外の事項についても、技術審査会設置要領（平成 6 年 5 月 30 日管理部長決裁）に規定する技術審査会を活用するものとする。

### 2 工種等、等級区分ごとの基準点の決定

入札参加資格に総合評定点を活用する際の工種等、等級区分ごとに設定する基本とする基準点は、技術審査会を活用して技術的な審査を経た後、審査委員会の議を経て、総務部長が決定する。

#### 附則

本ガイドラインは、平成 28 年 1 月 29 日以後に告示する工事等から適用する。

#### 附則

本ガイドラインは、平成 29 年 9 月 1 日以後に告示する工事等から適用する。

#### 附則

本ガイドラインは、平成 31 年 4 月 1 日以後に告示する工事等から適用する。

#### 附則

本ガイドラインは、令和元年 9 月 13 日以後に告示する工事等から適用する。

工事等級別発注標準金額一覧表

工種 等級	土 木	下 水 道	舗 装	造 園	建 築	電 気	管
A 1	8,000 万円 以上	8,000 万円 以上	2,000 万円 以上	1,500 万円 以上	8,000 万円 以上	1,600 万円 以上	1,200 万円 以上
A 2	25,000 万円 未満 3,000 万円 以上	25,000 万円 未満 3,000 万円 以上					
B	7,000 万円 未満 500 万円 以上	7,000 万円 未満 500 万円 以上	3,000 万円 未満	3,000 万円 未満 500 万円 以上	15,000 万円 未満 1,000 万円 以上	5,000 万円 未満 500 万円 以上	4,000 万円 未満
C	2,500 万円 未満	2,500 万円 未満		1,000 万円 未満	7,000 万円 未満	1,500 万円 未満	

## 業務等級別発注標準金額一覧表

業務種別	等級	標準受託金額
測 量	A	400万円以上
	B	200万円以上 500万円未満
	C	300万円未満
建築設計	A	200万円以上
	B	1,000万円未満
土木設計	A	300万円以上
	B	1,000万円未満